

令和3年度小型除雪機貸出募集説明書

| | | |
|-------|--|---------------------------------------|
| 貸出機械 | ハイブリット除雪機（最大除雪量83t/h 除雪幅80cm 最大投雪距離19m） ※機種については、選択できません。 | |
| 貸出台数 | 1団体あたり1台 | |
| 実施期間 | ■1シーズン（令和3年11月から令和4年3月まで） | |
| 貸出件数 | ■1シーズン用2件、短期用（1週間以内）1件 | |
| 対象者 | 行政区、町内会、または除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織など） | |
| 貸出条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者世帯等の除雪活動に使用すること。 2 作業者は全て町が指定する「ボランティア活動保険」（一人350円程度）へ加入すること。 3 実績報告書（様式第3号及び第4号）を提出すること。 （1）貸出期間が1週間以内の場合は、貸出終了後10日以内。 （2）貸出期間が1シーズンの場合は、使用月ごとの翌月の10日以内及び貸出終了後10日以内。 4 町が行う除雪作業に支障の無い様に作業を行うこと。 5 使用方法などについて、条件が付いた場合には遵守すること。 6 本制度に関するアンケートなどの調査に協力すること。 7 小型除雪機貸出実施要綱を遵守すること。 | |
| 費用 | <ul style="list-style-type: none"> ■貸出機械の費用は無料です。 ■燃料費及び保険料は借受者の負担となります。 | |
| 申込み | 申込書類 | 小型除雪機貸出申込書（様式第1号） |
| | 申込方法 | 下記のお問い合わせ先まで、郵送・ファックスにて提出するか持参してください。 |
| | 申込期間 | 令和3年10月1日（金）から令和3年10月27日（水）まで ※必着 |
| 貸出の決定 | <p>申込者多数の場合は、選考により貸出しを決定します。 ※使用場所の条件などによっては、貸出しが出来ない場合があります。</p> | |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型除雪機の貸出し及び返却は、借受者自らが町の指定する場所で貸出しを受け、返却してください。 ・ 申請した利用目的以外には使用しないでください。 ・ 使用に当たっては、使用上の注意を守り、安全に十分注意してください。 ・ 小型除雪機を他に譲渡又は転貸しないでください。 ・ 営利目的に使用しないでください。 ・ 小型除雪機は宅地内の車庫等に保管し、盗難等にご注意ください。 ・ 小型除雪機を町が緊急に使用する必要が生じたとき、注意事項に違反したときは、貸出しを取消し、返却していただく場合があります。 ・ 小型除雪機を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償していただく場合があります。 | |
| お問合せ先 | <p>東神楽町健康ふくし課地域包括支援グループ 〒071-1501 東神楽町南1条西1丁目3番2号（東神楽町役場内） 電話番号：83-5600、ファックス番号：83-4180</p> | |